

超過課税延長の素案について

県内の法人や経済団体の皆様にご意見を伺ったところ、活用目的を踏まえて実施する事業について、「災害に強い県土づくりの推進」は、幅広く肯定的なご意見をいただきましたが、「東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応」は、道路整備への活用を求めるご意見を多くいただきました。

こうしたご意見を踏まえ、活用目的をより一層明確にし、超過課税延長の素案を次のとおりとさせていただきました。

1 超過課税の活用項目について

〔当初の考え方〕		〔素案〕
1 災害に強い県土づくりの推進	(1) 地震・津波対策の一層の強化 (2) 火山・豪雨・台風などの自然災害対策 (3) 災害に備えた社会基盤施設の整備 (4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設や、県立学校等の耐震改修	1 災害に強い県土づくりの推進 (1) 地震・津波対策の一層の強化 (2) 火山・豪雨・台風などの自然災害対策 (3) 災害に備えた社会基盤施設の整備 (4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設や、県立学校等の耐震改修
2 東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応	(1) 幹線道路の整備 (2) 安全安心な環境の整備 ・ ホームドアの設置 ・ 防犯カメラの設置 ・ 信号機や標識の整備	2 東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備

2 税制措置について

税率及び不均一課税の適用基準については、現行の水準を維持します。

【現行の税率及び不均一課税の適用基準】

区分	税 率	超過税率の適用対象外の法人
法人 県民税	4%（標準税率は3.2%）	資本金の額又は出資金の額が2億円以下かつ 法人税額が年4,000万円以下
法人 事業税 ※	○外形標準課税対象法人 所得割 標準税率の9%増し 付加価値割 // 5%増し 資本割 // 5%増し ○その他の法人 所得割 標準税率の7%増し 収入割 // 7%増し	資本金の額又は出資金の額が2億円以下かつ 所得が年1億5,000万円以下（収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円以下）

※ 地方法人特別税と合わせた実質的な税負担は、標準税率の5%増し

3 適用期間について

平成27年11月1日から平成32年10月31日までの間に終了する各事業年度分について適用します（5年間）。

《今後の予定》

県内の法人や経済団体の皆様からいただいたご意見などを踏まえ、超過課税延長の成案を取りまとめ、平成27年第3回県議会に神奈川県県税条例の改正案を提案する予定です。

■超過課税を活用し、今後推進する事業（案）

1 災害に強い県土づくりの推進

～ 東日本大震災の発生を契機とした新たな「地震防災戦略」を踏まえた対応や、箱根山の火山対策、近年増加しているゲリラ豪雨への対策など、いつ発生するか分からない災害への対応～

○ 地震・津波対策の一層の強化

- ・ 新たな津波浸水予測や地震被害想定調査に基づき策定する地震防災戦略に沿った減災対策
- ・ 県民・企業等への情報伝達機能の強化
- ・ 市町村が行う地震防災対策への支援



箱根山（大涌谷）

○ 火山・豪雨・台風などの自然災害対策

- ・ 箱根山の監視体制強化、富士山噴火を想定した対策
- ・ ゲリラ豪雨や台風等に備えた河川等の整備
- ・ 治山・法面や林道の整備など

○ 災害に備えた社会基盤施設の整備

- ・ トンネル、橋などの安全性向上

○ 災害時に重要な役割を果たす県有施設や、県立学校等の耐震改修

- ・ 災害時の避難所や帰宅困難者の一時滞在施設に指定している県有施設
- ・ 県立病院や警察署等
- ・ 県立高校

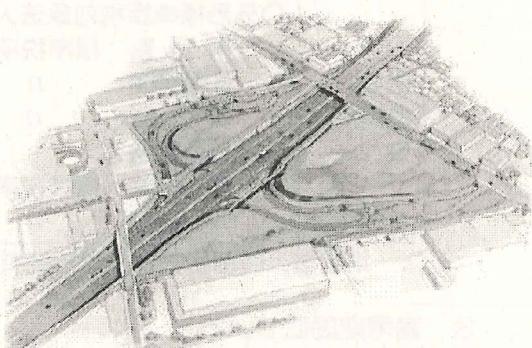
2 東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備

～ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年に向けて、幹線道路をスピーディーに整備～

【主な整備推進路線】

- ・ 新東名高速道路（厚木南IC、伊勢原北IC、秦野IC）へのアクセス道路
- ・ 横浜湘南道路（栄IC～藤沢IC）
- ・ 綾瀬スマートインターチェンジ
- ・ 高速横浜環状北線
- ・ 高速横浜環状北西線
- ・ 久里浜田浦線
- ・ 三浦縦貫道路Ⅱ期
- ・ 南足柄市と箱根町を連絡する道路
- ・ 羽田連絡道路
- ・ 広域農道小田原湯河原線

※ IC名等は仮称です。



綾瀬スマートインターチェンジ